第四篇 いわゆる国体論の復古的革命主義

第十二章

12-1 日本史上なぜ乱臣賊子が多いのか

日本の歴史は以上のようである。伝説にすぎない文字もなかった千年間と称される原始時代を、高天原の時代と同じく政治史から削除するならば、日本民族は歴史が書かれるようになった時代に入ってから千五百年間のほとんど全てにおいて、億兆で心を一つにしたかのように、連綿とした乱臣賊子として皇室を攻撃し、迫害してきた。——これはどんな思想に基づくのか。我々は、単に政治史の表皮だけを見て、古今の定説となっているものを逆転させようとしているのではない。政治史に記述された行為を調べ上げるとともに、思想を考察する倫理史から得た帰納によって、国体論の歴史解釈が全く天動説のように転倒したものであることを発見したからである。そして民族の行為には民族の思想が伴うとともに、元は一つの人類から分かれたあらゆる民族の歴史には、人類として共通した社会進化の道のりがある。だから、政治史と倫理史はその特殊な民族が進化した事実と理由の叙述であり、説明であるとともに、全ての民族に通じる社会進化論の哲学は、社会進化の跡を研究する歴史哲学としてあらゆる民族の政治史と倫理史の基礎となるものである(前編の『生物進化論と社会哲学』の読み終えていることを願っている)。

そして全ての民族を通じて、古代、中世の歴史が血統主義と忠孝主義を骨子として解釈されるべきであるように、日本民族の古代、中世においても社会進化の当然の道のりとして、血統主義と忠孝主義を根本思想として歴史を解釈しなければならない。我々は先に「血統主義の民族であったという前提は全ての民族の古代及び中世を通じて真理である。けれど、そのために万世一系の皇室を助けていたと日本の歴史を結論づけることは全く間違っている。忠孝主義の民族であったという前提は全ての民族の古代及び中世を通じて真理である。けれどそのために二千五百年間皇室を奉じてきたという日本の歴史を結論づけることは皆明らかに虚偽である。」と言った。また、「日本民族は血統主義によって家系を尊崇していたため、皇室を迫害し、忠孝主義によって忠孝を最高善としていたため、皇室を攻撃したのである。」と言った。こうした排除的な口ぶりは、天動説に対する地動説と同じだと言え、国体論というローマ法王の転倒した迷信を打破するためにすぎないが、まさに全ての民族に通じる血統主義と忠孝主義は、日本の民族が歴史の全てにおいて乱臣賊子として皇室を攻撃、迫害した理由となっていたのだ。

我々はしばらくさかのぼって批判する者にならい、日本民族の全ては乱臣賊子であると 言ってきた。しかしながら、こうしたさかのぼった批判は道徳を進化に応じて批評せず、

皇室の側にくっつくことから来る偽りである。つまり、皇室の側から見て乱臣賊子である と言うことは、皇室の対抗者である他方から見れば、非常に忠臣、義士だったのである。 日本民族は、自らの仕える主君である貴族らに忠孝の道徳を履行しようとして、その従犯 となり、共犯となって、皇室の側から見れば乱臣賊子となったのである。さらに繰り返し て言えば、日本民族は全ての民族のように、盛んな忠孝主義を抱いていたので、自らの仕 える各々の家長君主らに対して盛んな忠孝主義を履行しようとして、その家長君主らの敵 に対し、命をなげうって攻撃を加えることを道徳上の義務としていたために、乱臣賊子に なったのだ。家長君主の前に皇室が現れる時において、日本民族は仕える君主に対する盛 んな忠孝を持った道徳家として皇室の上に大胆な乱臣賊子となって現れ、皇室を圧倒した のである。今日の国体論者らは、口を開けば義時を非難し、尊氏を罵る。彼らは旅順が乃 木氏1一人だけで陥落したのではなく、バルチック艦隊を東郷氏2が単独で撃沈したのではな いことを知っているにもかかわらず、乱臣賊子だけは一人だけで働く者であるかのように 考えるのである。哀れむべき東洋の未開人村落であることよ。義時が鎌倉に安泰の地位を 築き、しかも三帝を隠岐、佐渡に追放できた理由は、十九万の国民が皇軍を破って天皇を 捕まえ、彼の命令を遵守して処分したためであることを知らないのか。尊氏が後醍醐天皇 を京都から駆逐したのは、七十隻の海軍と二十万の陸軍で組織された祖先が正成を湊川で 打ち破ったためであることを理解しないのか。我々はまさに少なからぬ国民の反省を求め る。日露戦争は乃木氏と東郷氏だけの愛国心によって勝ち、国民は皆ロシア皇帝の忠臣、 義士であって、売国奴ないしロシアのスパイであったと言う者は発狂者と名付けられる。 それと同じく、乱臣賊子は義時と尊氏だけであって、その他の日本国民は皆よく忠を尽く し、万世一系の皇統を助けていた皇室の忠臣、義士であったと言うようなとぼけは、未開 人の村落でなければどうして出てこようか。

歴史は二、三の人物によって好き勝手に作られるものではない。彼らは単に民族の思想を表白する符号として、歴史上で民族の行為を代表し、その行動を刻印するにすぎない。だから、日本民族の歴史を義時の歴史、尊氏の歴史と見ず、また今の歴史家のように、皇室一家の叙述を日本の歴史だとして見ないならば、民族の歴史としての日本史は、まさしく皇室に対する乱臣賊子の物語としてつづられたものなのだ。記録された代表者もしくは符号だけが乱臣賊子なのではない。その下に潜在する「日本民族」こそ、皇室に対する乱臣賊子だったのである。——そしてこの皇室の側から見て、乱臣賊子であったことは、全ての民族と同じように、血統主義と忠孝主義の古代及び中世の歴史において当然の結果なのだ。

-

¹ 乃木氏は乃木希典のこと。乃木希典は日露戦争の時に陸軍大将として旅順攻略作戦を指揮した。ロシアの要塞が頑丈であったため、かなり苦戦したという(与謝野晶子の弟は、この作戦を遂行する部隊にいた)。乃木希典は明治天皇の崩御とともに殉死したことでも有名である。

 $^{^2}$ 東郷氏は東郷平八郎のこと。日露戦争時に連合艦隊司令長官に就任し、日本海でバルチック艦隊と戦った。バルチック艦隊は当時世界最強とうたわれたロシアの主力艦隊であった。この艦隊を撃沈させたことは、まさしく衝撃的なニュースとして世界を駆けめぐった。

12-2 血統主義と忠孝主義

我々はまず千年間と伝説的に語られている原始時代から一言述べなければならない。いかなる民族においても、血統主義と忠孝主義は歴史が書かれるようになる前から萌芽として存在しているからである。

古代において最も早く民主政に到達したラテン民族は、ギリシャ・ローマに移住していなかった時代はもちろん、移住後であっても最初は絶対無限の家長権とそれに伴う忠孝主義の道徳以外のものを持っていなかった。今日のヨーロッパの民主国を形成するゲルマン民族は、原始的、共和的で平等な時代を経て、中世史の長い歳月をラテン民族と同じく君主政治と家族制度によって経過した。したがって、当時は忠孝主義が唯一の最高道徳であった。それと同じく、たとえ文字がない時代で、その間の歳月などはもちろんとるに足りない伝説でしかないとしても、最古の歴史的記録を全く無意味なものと見ず、少なくともその記録による歴史が書かれる数百年間前について大体を推し量れるとするならば(その歴史的記録の中において、他のゲルマン民族の記録と同じく、原始的、共和的で平等な時代に関する記録が、他のラテン民族の観察³によって世に伝わらなかったため)、日本民族の歴史が書かれるようになった時代は、血統主義と忠孝主義を継承して始まったものと想像できる。

あの「母系の血統の時代」と称する永続的な夫婦関係がない時代、あるいはその母系さえも意識しない、いっそう原始的な社会においては、原始的生活の村落がただ本能的社会性によって共和的で平等な団体として存在する。その団体は平和的に、ある時は戦いながら生活し、父子の意識はないか、もしくはひどく弱いもので、成長するとともに忘れられる。そのため、孝という道徳が要求される道理はなく、また公法の根源となる素朴な信仰やわずかな慣習以外には複雑な支配、服従の関係がない。原始的平等に基づいた共和的な団体であったため、忠という階級的道徳が要求される理由もなかった。——だから、我々が先に家長制度を人類の原始的な段階のものではなく、また最終形態のものでもないと言ったのである。

それと同じように、家長制度に伴う忠孝主義は、決して人類が初めから持っていた道徳ではなく、また人生の最終的な権威でもないのである。つまり忠孝主義とは、民族がある程度の進化に到達し、家長制度を生じる時に発生する道徳であって、家長の下で意識的団結をする程度まで進化した段階での階級道徳なのだ。第一に社会意識が覚醒する関係は、乳房を口に含ませる母と子の間であり、母子の間だけで目覚めた社会意識によって連結する母系血統が生まれ、それがさらに父にまで拡張され、父系血統となる。それが兄弟に及び、兄弟の妻子とその兄弟に及び、一家の中に三、四の家系が同居していたところから、次第に人口が増加して本家、分家の区別が生まれ、その分かれた分家と本家が血統の意識によって連結すると、それが家長制度となって血統主義、忠孝主義に基づく社会進化の過程に入る。そしてこの血統主義と忠孝主義によってつながれた家長制度では、その時代の

-

³ タキトゥスの『ゲルマニア』などを想定していると思われる。

原始的宗教である祖先教によって祖先の霊魂の不死が信じられ、本家の家長の下で統一さ れた祭祀を行う。祭祀の長である本家の家長が同時にその家族と分家に対して祖先の代弁 者として絶対の支配権を持ち、それによって政教一致の君主政が形成されるのだ。——日本 民族は、原始的、共和的で平等な時代をおそらく他の国土で経験し、神道の下で統一され た政教一致の家長制度を形成し、血統主義と忠孝主義によって歴史が書かれるようになっ た時代を迎え、歴史の前編を書き始めたのだろうと想像することができる。つまり、家長 は子供の父親であることを理由として孝を要求し、同時に一家族の支配者であるために忠 を要求する。忠孝とは、村落対村落の生存競争において目覚める公共道徳であるとともに (『生物進化論と社会哲学』において偏局的社会主義を論じた所を見よ)、家長制度の下で 発芽する私的道徳の最も原始的なものである。だから、こうした最も原始的な時代におい ては、家長が忠と孝を要求する者であるため、忠孝一致の思想は少しもねつ造ではなく、 君主は民の父母であるとか、民は君主の赤子であるとかいうような言葉も、今日のような 無意味な歴史的に踏襲されてきたものを形容する言葉ではなかったのだ。しかしながら、 生きた忠孝の対象となるということは一家族の中だけに言えることであって、一家が次第 に数十の分家、本家に分かれるようになると、各家には各々家長がいるようになり、その 家長が各家の家族が仰ぐべき父であるとともに従うべき君主となる。そして本家、分家の 関係は次第に血縁関係が希薄になっていくため、この間をつなぐには本家、分家の全てが 共同の父と仰ぐ遠い祖先の霊魂に拠り所を求めなければならなくなる。つまり、遠い祖先 の霊魂を祭るということは、祖先に孝を果たすためであるとともに、祖先の霊魂の命令で あるとされるものに服従をすることによって祖先の霊魂に忠実であると言えるのだとされ た。あの神武天皇と贈り名を送られた、皇室の祖先だと伝説的に語られる者が、自己の家 族団体を率いて日本国を征服すると、「我が皇祖の霊が天から降臨して、朕の身を照らして 助け給うた。今数多くの計略は既におさまり、不穏な動きもない。よって、天神を祭って 大いに孝を述べよう。」4と言った。これは、もちろん後世の伝説であるとされるものを集め た『日本書紀』のさかのぼった叙述であるとともに、漢文学の口ぶりで語ったものである ので、大いに注意して受け取るべきものではある。しかし、「天神を祭って大いに孝を述べ よう。」とあるのは、天照大神が忠と孝の対象であるということであり、祖先の霊魂の不死 を信じて家長制度の国体を形成していた当時としては、君臣一家と忠孝一致は完全に事実 だったのである。

しかしながら誤解してはいけない。君臣一家ということが事実であったということは、神武一家の征服者が家長制度によって君主となり、臣下となって天照大神の下で一家を作っているということを示すにすぎない。それに征服された奴隷、賤民はもちろん家族と同様に家長の所有に帰する所有物であったが、家族の一員ではなかった。また、その前後に移住していた無数の家族団体と本家、分家の関係になかったことは言うまでもない。そしてその忠孝の一致というのも、神武天皇の言葉のように、天照大神そのものの命令に服従

 $^{^4}$ 『日本書紀』神武天皇紀にある詔。神武天皇が橿原の宮で即位した辛酉元年の二月二十三日に出されたとされる。

し、天照大神そのものに大いに孝を述べるという点で、分家、本家の共同の祖先に対してだけ忠孝が一致しているということである。共同の祖先から分かれた分家と本家の間において――つまり本家の神武天皇を、分家自身の祖先である天照大神の代弁者としてではなく、神武天皇そのものを忠の最終目標とし、神武天皇よりも白髪頭になっている者もいるはずの分家が、神武天皇に孝を尽くし、神武天皇に対して一致した忠孝を果たしているという意味ではなかったのである。

穂積博士が今日の日本国を家長国であると言うのに、個体の延長というような説明を用いる方法は、顕微鏡が発明された後の科学の方法である。現在の天皇は天照大神の身体の延長であるから、現在の天皇は天照大神の生きた姿であるとし、現在の天皇そのものに一致した忠孝を果たしているなどと不正に言いくるめることは、古典の文字を無視し、神道の信仰に背くだけではない。等しく天照大神の生命の延長である、いわゆる分家にあたる国民は、同じく天照大神の延長である天皇に――つまり、天照大神という個体が大きくなった天照大神の各分子の間に――どうして忠孝の関係が生じるのかを解釈することができないのである。まさに、いわゆる国体論者は神道から見ればひどい異端者であって、古典の反逆者であると言えるのだ。

とにかく、祖先教の時代においては、近畿地方の一強者であった皇室の祖先天照大神が 現に霊魂として存在し、本家の家長の口を通じて命令を下していると信じられた。そのた め、天照大神に対して忠孝が一致していた(また、各家の家長に対しても忠孝が一致して いた)ので、忠と孝は少しも矛盾がない形で行われ、各家の家長及び家長の間をつなぐ5遠 い家長の霊魂は、忠孝の一致する焦点として最も高い権威となっていた。もちろん、この ような歴史が書かれるようになった時代より前は、伝説にすぎないので、我々はその伝説 を科学的推理の材料として用いるにすぎない。しかし、天皇(と贈り名を与えられたある 地方の家族団体の家長)の命令は、一致した忠孝の本体である天照大神(と伝説的に語ら れるそれら各家族の遠い祖先の家長)の代弁として、その団体構成員の間では疑問もなく 服されたものであった。たとえ最も厳粛な科学的態度をとって、『古事記』、『日本書紀』が 伝える文字のない時代における全ての天皇を記録された歴史の外に置くとしても、社会進 化の一過程としての祖先教という原始的宗教と、血統をたどることで社会意識が覚醒して できた家長制度によって家長及び遠い祖先の家長が、忠孝の本体として権力の源泉となっ ていたことは十分推理できるのである。——そして皇室の祖先が、忠孝一致の本体である家 長あるいは遠い祖先の家長の代弁者として、その地方の家族団体に臨んでいたということ は、つまりこういうことである。他の大部分の地方に散在していた大多数の家族団体は、 各々忠孝一致の本体である家長あるいは遠い祖先の家長の代弁者を持ち、それによって対 抗していたということである。「遠くの荒んだ民は今なお我が統治に服しない。」という言 葉があるように、千年間と伝説的に語られる原始時代における大多数の国民の祖先は、国

.

⁵ 原文では「連ぐ」となっていて、「繋カ」と注記されている。確かに指摘の通り、「繋」の誤りのように思われる。「連結」などの語から連想して「連」としてしまったのであろう。

体論の外で独立していたのである。まさに、原始人の村落においては原始的宗教である祖 先教によって各村落が各々異なる家族団体として存在し、各々異なった家長の霊の下で統 一され、互いの交通が途絶えているとともに、家長の霊を異にすることを理由として独立 して対抗していたのである。

とにかく、日本民族も他の全ての民族と同じく、血統主義と忠孝主義によって次第に原始時代から進化してゆき、ついに歴史的自覚を持つに至り、その自覚を後代に継承しようとして歴史を記録することを必要とするようになった。こうして漢字が輸入されることになり、歴史が書かれる時代に入った。

12-3 有史以後の血統主義と忠孝主義

歴史が書かれるようになった時代は、様々な大一族が膨張して発達し、入れ替わり立ち替わり乱臣賊子として働いた時代であった。先に述べた蘇我氏などは、その著しく強大であったので、最も注意を引くのである。——そしてこれも同様に血統主義と忠孝主義のために起こったことなのである。

もちろん、儒教、仏教が渡来してからの血統主義と忠孝主義は、祖先教の家長の霊を不死として信仰するようなものとは大いに趣を異にしており、本家と分家の共同の祖先に対する大きな孝という意義での忠ではない。血統をたどって、一家あるいはその一族に目覚めた社会意識が、その一族一家を社会団体として家長の下で統一し、家長の目的と利益のために努力することを忠とし、孝としたのである。そして社会意識は、近親の者には最も盛んであったが、疎遠になるに従って次第に希薄となっていた。だから、あの臣、連6というような権力階級は、皇族と元は共同の祖先の血統から分かれた同じ枝であるが、遠い本家である皇室に対する希薄な社会意識よりも、各自の一族の家長もしくは近親の本家に対する忠のほうが、はるかに盛んな社会意識によって道徳の第一位に置かれていた。ついには、本家である皇室とその分家であった各家の家長と――同じ血統で同じ枝であるという平等観に基づき――対立し合う時には、近親の社会意識により、その家族及び分家らは各自の家長あるいは近親の本家のために忠孝を尽くした。それによって皇室を攻撃する道徳的義務の履行に服したのである(我々は先に忠孝一致論の困難を、教育勅語が教える愛の厚薄に伴う道徳の履行の順序に基づいて指示したが、これが決して理由のないことではないとわかってもらえるだろう)。

つまり、こうした時代においては、社会意識が非常に狭い範囲に限られて目覚めたので、 一族、一家を生存競争の単位としていた。あの蘇我氏がこの単位の競争で古来の大一族で あった物部、中臣の諸氏に打ち勝ち、さらに他の大一族である皇族と競争を開始したこと などはこれを示す例である。社会意識は一挙に拡張するものではない。歴史の進化に従い、 血統をたどって次第に目覚め、そして他の血統の者を排斥するようになるのである(『生物

6

^{6 「}臣」、「連」は、古代大和朝廷の姓。臣は、一定の地域に基盤を持つ豪族のこと。連は、特定の職務を持つ豪族のこと。蘇我氏は臣、中臣氏は連である。

進化論と社会哲学』において、生存競争の単位が狭いものから次第に拡大していくと説い た所を見よ)。

だから、天皇族の近親の一家、一族だけが家長であり、族長である天皇に忠実であるが、他の競争の単位であった臣、連らの一家一族は、ただその各自の家長、族長の下で忠孝主義を奉じていただけである。その家長、族長は、天皇と同じ血統であるという平等観と希薄になった社会意識により、天皇と利害が異なる時はその下で疎遠な分家として行動し、関係がない時は無関係な傍観者となった。そして相反する時は、各自の一家、一族を率いて乱臣賊子となった。一人だけが乱臣賊子だったのではない。様々な大一族が入れ替わり立ち替わり乱臣賊子になったということは、単にその家長、族長だけでそれをできたのではなく、最も親近の血統で団結する一家族団体が忠孝主義によってその家長、族長を奉じていたためである。あの皇族が自ら刃を振るって立ち上がらないうちは、長い間蘇我氏に圧迫されていたことなども、多くの家長、族長が忠孝主義の家族団体を率いて傍観していたためである。

このような有様であったから、あの模範的な英雄である天智天皇は家長制度を超越し、天皇一人を最高機関とした国家主権の理想国家を建設しようとしたのである。しかしながら、こうした理想国家ははるか後代においてようやく実現できるものである。社会が未だ進化せず、社会意識が血統をたどってわずかに目覚めていたにすぎないような古代社会において夢見ることができるものではなかった。あたかも社会主義が資本家制度の十分な発達を経て初めて実現できるにもかかわらず、数多くの理想家が理想国家を新興国で建設しようとしたのと同じである。天智天皇が理想としたような公民国家は、家長国の歴史的進行を途中で遮断して実現できるものではなく、まさしく家長国のような長い進化を継承した後、国家の全ての分子に社会意識が広く目覚めることが必要なのである。――さてそうであるならば、こうした企図が単なる天智天皇のユートピアであって、彼の死とともに消滅し、家長国の潮流に従って皇室自身が家長として存在し、そのために藤原氏による専制の時代が生まれたことは明瞭に理解されよう。まさに、藤原氏による専制の時代とは、その近親の血統である一家、一族を競争の単位として、家長、族長の下でその家族の一族が忠孝主義によって団結し、数百年の長い間天皇族の上に立ち、その族長を乱臣賊子として働かせていたものなのである。

いわゆる国体論者の主張する血統主義と忠孝主義は、皇室の祖先が家長として存在して いた日本史の第一頁から、皇室を攻撃、迫害する乱臣賊子を産むものだったのである。

それ以降は、平氏、源氏、北条氏、足利氏、徳川氏に至る中世史である。——この連綿とした乱臣賊子は、まさに血統主義と忠孝主義の家長国を形成し、その当然の結果として、それら家長君主の下にいる家臣らの忠義により、皇室を攻撃、迫害してきた。しかしながら、同じ家長国の潮流であると言っても、血統というものだけによって社会が組織されていた古代と中世史が大いに異なっていることは言うまでもない。したがって、源氏という

血統の一家だけ、平家という血統の一族だけは家長制度と忠孝主義により、乱臣賊子として働いたことは、上述の説明によって理解できるが、それらの血統以外の多くの祖先らもまた等しく乱臣賊子に加担していたことは、社会の進化に応じた特殊な理由に求めなければならない。まず血統主義から説く。

12-4 社会性の形成から見た血統主義

この説明は少し詳しく道徳の起源、良心の形成というような科学的倫理学について考察している者にとっては、容易に理解されることであろう。言うまでもなく、道徳の本質は本能として存在する社会性にある。しかしながら、道徳の形をとって行為となるには、まず外部的強迫によって時代及び地方に適応する形で社会性が作られることが必要である。道徳とはこうして形成された社会性のことであり、単に道徳とだけ言うのでは、あたかも物理学上の原子というように、観念上のものにすぎない。地方的道徳、時代的道徳として、地方を異にし、時代を異にする社会によって形成されたものとして初めて行為に現れる。ささいなものであっても、厳格を極めた刑罰で強制するという今日の野蛮な村落における慣習は、まさに社会性を外部的強制力によって形成しているものである。そしてその外部的強制力としては、祖先教、多神教が太陽、月、星から犬、馬、木、石に至るまでを神として、至る所に無数の神がいて、外部からの監視者として道徳を強制していた。

ところが、社会が進化するに従ってこの外部的強制力は次第に内部に移され、良心の強制力となり、残酷な刑罰によって臨まなくとも、また無数の神によって監視されなくとも、良心それ自体の強制力を至上命令とするようになる。こうして自律的道徳時代に入っていく。他律的道徳と自律的道徳は人の一生において子供から大人に至る間にたどる進化の過程である。それと同じく、社会という大きな生涯においても、それが成長し、発達するに従って他律的道徳の時代から自律的道徳の時代に進化するものである。

日本民族の道徳が発達する順序であっても、この理から漏れるはずはない。外国文明が輸入されるまでの応神天皇、仁徳天皇に至る千年間と伝説的に語られる間は、先に述べたように、その年数を伝説のままに受け取るとしても、あたかも今日数万年の歴史を持つ南太平洋の未開人が依然として野蛮な振る舞いを繰り返しているのと同じである。原始時代の当然の結果として、祖先の無数の霊魂はもちろん、太陽、月、風、雷から蛇、鳥、魚、石の神に至るまで無数の外部的強制力があり、それによって社会の維持されていた他律的道徳の時代であった。

ところが、はるかに進歩した社会の儒教、仏教などの自律的道徳が入るに及んで、従来 他律的な血統主義によって家長の下で団結していた者たちは、明確な自律的意識として教 えられた。国民は血統的団結を道徳の最高善とし、外部的強制力である祖先の霊魂あるい は刑罰などを待たず、自らの良心を至上命令とし、進んで血統主義の下であらゆる行為を するようになったのだ。

けれど、良心とは単に道徳的判断の本体という意味にすぎず、どのように道徳的行為を

判断するかという内容は、完全に出生後の社会的環境によって作られるものである(『社会主義の倫理的理想』において良心の形成の理由を説いた所を見よ)。そしてまた、道徳とは社会を進化させるよりも先に、現存する社会によって作り始められるものであるため、まず社会を現存のままで維持させる他ない。そしてそのことを最初の任務とする。だから、等しく良心による自律的道徳と言っても、今日に比べれば社会の進化していない時代であったことは言うまでもないから、現存する道徳の上に超越し、現存する道徳を疑い、さらに進化した道徳的理想を掲げることはなかった。——そして特に海洋に封鎖された日本民族の中世においては、今日のように他の社会進化の程度あるいは方向を異にした道徳と自己の道徳を比較対照し、さらに進化した道徳的理想を得て、現存する道徳を批判する機会がなかった。

そのため、良心の形成は完全に投射的、模倣的なもので、社会に存在する道徳的慣習、倫理的訓戒を受け入れるにとどまっていたのである。このような疑問を持たない模倣による道徳時代の中世において、どんな民族にも一度は崇拝された血統の価値が、のどの渇いた者が水を求めるようにして迎えられたことは当然である。人口の増加による同じ血統の繁殖と社会の衝突、動乱による社会意識の発展によって——つまり、血統をたどる、あるいは血統を越えて——、人類の平等観が次第に拡張されるにもかかわらず、誰々の末裔、誰々の子孫というものは非常に尊いものとされ、絶対的に服従すべき者だとして受動的に道徳的判断の内容を作っていたのである。

こうした血統崇拝は敢えて日本民族だけに限らない。社会意識が血統をたどって発展していた古代及び中世においては、今のヨーロッパ民族といえども、まさしく長い間社会の良心を支配していたものである。今日もなお、とるにも足りないホーエンツォレルン家での人間であることを鼻にかけて8脱糞する神聖なドイツ皇帝が、社会民主主義の前に抵抗を試みていることなどはこの例である。そして、この血統崇拝は海洋の封鎖によって急速な進化ができなかった日本の中世においては特に強く、いかなる乱臣賊子も自己の血統の尊さによって国民の崇拝を集め、それによって乱臣賊子として働くことができたのである。

あのアマノコヤネノミコト9の末裔だと言う藤原氏が、血統の誇りを背負って他の階級を排斥するとともに、人民の崇拝を集中させ大化革命の理想を朝廷の上から打破した。崇神天皇の頃から代々地方に赴いたと伝説的に語られる無数の皇子らの子孫は、天皇と同じ枝であるという血統の誇りを背負って地方に土着し、後の群雄諸侯となって繁栄しては滅びていく貴族国の萌芽となった10。

⁷ 原文では、「ホーヘンツォルゲン家」となっている。後に「ドイツ皇帝」とあるので、おそらく「ホーエンツォレルン家」のことであろう。よって、本文ではそのように修正した。Hohenzollern とつづるので、「ホーヘン」というのはわかるのだが、どうして「ツォルゲン」としたのかはわからない。北は、ヨーロッパ人の人名等についてしばしば表記誤りを犯しているので、記憶が曖昧だったのかもしれない。

⁸ 原文では「鼻に」としかなっていない。そのため、意味がよくわからない。よって、本文は意訳である。

 $^{^{9}}$ 神話に出てくる神。天照大神が天岩屋戸に隠れた時、祝詞を奏して天照大神が出てくることを祈っていたとされる。本文中で指摘されているように、藤原氏の祖先とされ、春日大社で祭られている。

¹⁰ 厳密なことを言うと、実際に血を引く戦国大名はほとんどいない。たいては「源平藤橘」に強引に結びつけた者がほとんどである。

常に桓武天皇の末裔であることを誇る平氏、等しく清和天皇の末裔であることを誉れとする源氏なども、まさしく血統をこの上ない高貴なものだとした祖先の良心に奉じられ、存分に乱臣賊子として働くことができたのである。歴史上に記録された事実は明らかにこれを証明している。あの最初に政治権力に目覚めて立った土豪——つまり、後の貴族国の萌芽である平将門などは、政権を奪う権利を、「予は桓武天皇の孫11である。」という血統の誇りに求め、血統崇拝の良心を支配しようとした。同じ血統の清盛が後年こうした信念によって、あの好き放題な12行動を敢えてしたか否かは記録の証拠がないのだが、源氏の略奪が「清和天皇の末裔である八幡太郎13義家公の子孫」という血統の誇りの一言で血統崇拝の良心を集中させてなされたものであることは、誰もが知っているであろう。血統崇拝が激しかったため、しばしば勅命が出て、天下の武士が源平の二氏に属することを禁じたということでも、そのことはわかる。

単に源平の一族が一夜の宿泊によって通過した地方の土豪、国司らは、源氏の家臣となり、平氏の家臣となっていた。あの源平の合戦と称されるものによって、一時天下が二分されたことはもちろん、縛られずに独立するという幸福に置かれ、自己の自由に従って付き従った者たちが多かったことは言うまでもない。少しも血統の連絡もなく、単に為朝14がしばらく九州にいたため、その尊い血統に従ったとか、平氏がやって来て投降したことを家門の光栄だとし、その尊い血統に属したのだと言うが、これなどはまさしくささいな事実によって臣下となったことの証である。それによる忠が激しい15ほど、源氏あるいは平氏の前に皇室が敵として現れた時、大胆不敵な乱臣賊子になったのである。

あの北条氏は血統においてひどく劣っていたため、その弱点を補うことを善政に求め、常にへりくだってやむを得ず従五位下に甘んじていた。それにもかかわらず、簾を上げて憤りながら泣いて語った尼将軍¹⁶の一言は、涙を垂れて十万の将兵たちに死を誓わせ、尊属も自ら北条氏の号令の下で統一されることに満足し、とうとうあの三帝を追放するような乱臣賊子の振る舞いを働いたではないか。

そしてあの足利尊氏が容易に北条高時を破ったのは、血統の誉れにおいてはるかに優れた源氏の末裔であったからで、尊氏が後醍醐天皇に反旗を翻して対抗するに至ると、国民はまた尊い源氏の末裔に従って忠を尽くした。尊氏を奉じる熱情のあまり、「八幡太郎義家の子孫は必ず天下を取るだろう」¹⁷という流言が広まったほどではないか。

¹¹ 実際は孫ではない。桓武天皇からは五代ほどたっている。

¹² 原文では「放誕」となっていて、[ママ]と注記されている。しかし放誕は、「放縦」と同じような意味なので、十分意味が通る。この注記は意味がよくわからない。

¹³ 義家とは、源義家のこと。陸奥に赴いて前九年の役、後三年の役を平定し、東国に源氏の勢力基盤を築いた。「八幡太郎」というのは、義家が石清水八幡宮で元服したことから来る異称。

¹⁴ 源為義の八男。九州に勢力を張っていた。

¹⁵ 原文では「励しき」となっていて、[ママ] と注記されている。確かによくわからない所である。文脈から推測すると、[はげしき」、[はなはだしき」などと読むべきなのであろう。どちらに読んでも意味はほぼ同じなので、問題はない。本文では「はげしき」と読んで訳しておいた。

¹⁶ 北条政子のこと。

¹⁷ 義家は、「七代後の者が天下を取る」と予言を残したが、その七代目にあたる家時は、重圧に耐えられず、「自分から三代目の者(すなわち孫)に託す」との遺言(「置文」)を残して自害した。その孫こそ、かの尊氏だとされている。こ

そしてあの義満が太政大臣の地位を望んで得られないと次のように言った。「よしよし。 義満が国王となって、斯波、細川、畠山、六角、山名を五摂家とし、土岐、赤松、仁木¹⁸、京極、山内、一色、武田を七摂家とし、その他の諸大名をその他の他の姓に任じよう。菅原家、大江家の形式にのっとり、橘、清原の姓によって家を立て、諸侯の陪臣で名高い者を武家としよう。鎌倉の管領氏満¹⁹を将軍とし、武道を正して文事を起こせば、聖帝と言えるだろう。」²⁰と。諸々の公卿の所領を没収して収奪に着手すると、その権利を「予は清和天皇の末裔であるから、道理のない振る舞いではない。」という血統の誉れに求めたではないか。——日本民族は血統主義によって家系を崇めていたために皇室を迫害したと言った。血統主義の民族であったという前提は、全ての民族の古代及び中世を通じて真理である。けれど、そのために万世一系の皇室を助けていたと日本の歴史を結論づけることは皆明らかに誤謬である。このように我々が言った理由は、まさにここにあるのだ。

そして血統主義は一面下層階級に対して血統崇拝であるとともに、崇拝される血統の貴族階級にとっては、天皇と自己が同じ天皇から分かれた同じ血統で同じ枝であるという理由により、殺伐とした平等主義を実行する際の説明となった。平氏の将門が「予は桓武天皇の末裔である。」として自立しようとしたことや、源氏の足利義満が「予は清和天皇の末裔であるから、道理のない振る舞いではない。」として収奪しようとしたことなどは、まさしく血統をたどって平等観を次第に発展させたものに他ならないのだ(我々が先に君臣一致論は逆に大胆な平等主義となり、自殺論法に終わることを指示したのは、むやみに歴史を無視した推理でないことがわかるだろう)。

12-5 道徳の進化に伴って生じる忠孝主義

次に説くのは忠孝主義である。忠という道徳も、古代の家長と家長の間をつなぐ遠い家長の霊に対する孝というものと同じ意味であるものとは異なり、忠それ自身が十分に自律的道徳として発達し、そして国民は忠という道徳的義務の履行として乱臣賊子の下で皇室を攻撃、迫害した。

全ての道徳は社会の生存進化のためにある。道徳的判断は社会の生存進化の目的に応じて作られる。そして社会の形態は、経済関係がそれぞれ異なるに従って組織を異にする。だから、道徳の内容もまた社会組織が異なるに従って異なる。これは、今日では誰もが知っていることで、経済的要求を満たすことができない環境にいる野蛮人は人肉を食べることを悪事と考えず、幼児を殺したり、遺棄したりすることを不道徳と考えない。経済状態

の話は、今川了俊が執筆した『難太平記』に記されている。

¹⁸ 南北朝時代から室町時代初期にいた伊賀の守護。足利家の一門。

¹⁹ 足利氏満。義満の頃の鎌倉公方(なお、引用文では「鎌倉の管領」となっているが、管領は補佐役で、上杉氏が任じられるものであるから、公方の誤り)。義満に取って代わろうという野心を持っていたが、関東管領の上杉憲春に諌められて中止した。

²⁰ 軍記物語の『足利治乱記』に記されている逸話で、義満が、太政大臣への就任に難色を示す公家に対して言ったとされる。『二千五百年史』には、「自ら自立して天子となり、公卿百官の所領を没収し、細川氏等を以て摂家となし、畠山等を以て清華とせんと欲す。後小松帝之を聴きて驚愕狼狽し、勅して義満をして太政大臣たらしむ。」とあり(明治二十九年版四五九頁)、義満の強硬な構えに朝廷が屈し、太政大臣の称号を与えた。

を異にするのに合わせて異なる道徳を持つのである。ブラジルの未開人は、移住する際に 頭ほどの大きさの棒を振るって老人を撲殺することを道徳上の権利と考え、飢餓の時にエ スキモーは老人が自ら発議して、村落の会議で自殺を決めることを道徳上の義務と思うこ とも、経済的欠乏を抱える社会組織に伴う、通常とは異なった道徳なのである。

ところが、経済的要求が十分満たされた中国などは、全く道徳を異にしており、古代から老人を敬って養うことを最高善としていた。今日の文明国においては子供を殺すことなどは、戦慄すべき犯罪とされているではないか。このようなことは、もちろん極端に異なる事例を挙げたものにすぎないが、社会の生存を維持することを目的とした道徳が、それが置かれた社会の経済的環境によってそれぞれこれほど甚だしく異なることは推察できよう。

この社会の組織、道徳の形式が経済状態によって各々異なるということを皮相的に土地あるいは黄金によるものとだけ見ず、生命を維持する物質的資料によるものと理解するならば、社会という大きな個体の生物が生命を維持するため、経済状態が異なるに従って組織及び組織をつなぐ道徳をその目的に従ってそれぞれ変化させることは当然のことである。まさに社会とは一個の生物であり、生物は生存進化の目的のために環境に適応した形式をとるものだからである(『生物進化論と社会哲学』21を見よ)。だから、道徳の進化ということは社会の進化ということは社会の進化ということは社会の進化ということは社会の進化ということなのである。このようであるから、道徳の進化を見る倫理史と社会の変遷を考察する政治史は、全て経済状態を時代に応じて考察することによって理解できるのだ。

人類が他者の所有権の下で所有物であった奴隷制度においては、所有物としての処分に 服従する道徳があった。それはつまり、自己の身体が自己の所有に属さず、自己を所有す る²²他の人類が奴隷を贈与したり、売買したり、殺傷したりできる権利を承認する道徳であ る。これは忠という最も原始的な奴隷的道徳であり、家長の所有権の下にある家族及び征 服された奴隷の子孫は、先に説いた道徳が社会的に作られたため、まず外部的強制力によ って所有物としての処分に服従することを要求されるのだ。

ところが、この外部的強制による他律的な道徳の時代から内部的強制による自律的な道徳の時代に進化すると、主君が自己の身体を所有物として処分することを自ら良心の至上命令と考え——つまり、自己の道徳的義務として、主君の利益のために自己の生命を滅ぼすこと——といういわゆる忠と称される道徳が生じたのである。

最も原始的な忠である奴隷制度に基づいた他律的な道徳の時代には、ヨーロッパでは鎖と鞭によって、日本においてもおそらく残酷を極めた刑罰という外部的強制力によって、その道徳の履行を要求されなければならなかった。ただ日本においては、ヨーロッパ諸国がつい最近まで鎖と鞭によって奴隷制度を維持したことと同じ状況はなかった。それは、ヨーロッパ諸国においては、常に外国との交戦によって、もしく黒人の捕獲によって対等

12

²¹ 原文では『生物進化論と社会哲学を』となっているが、明らかに誤りであると思われる。よって、本文では修正した。 22 原文では「処有」となっていて、〔ママ〕と注記されている。たぶん、「所有」とすべきなのだろう。

で独立した外国人を新たに奴隷とし、その独立心の発動を圧迫するために鎖と鞭を必要としたためであった。神武天皇が移住した時代における奴隷、その後の三韓、蝦夷の奴隷は、征服されたか、もしくは捕虜とされた当初の一、二代の奴隷こそは独立心に基づく反抗心を持っていたことが記録上に見られるようであるが、その子孫である奴隷に至ると、良心が社会的に作られることによって所有物としての処分に対する絶対的服従を他律的に(あるいは進んで自律的に)承認するようになったのだ(そしていかに良心の作成が社会環境によって自由に、かつ素早く形作られるかは、『社会主義の倫理的理想』を見よ)。

この所有物としての処分に服従する奴隷的道徳が極度に至ったものは、殉死である。プラトンがその社会主義的な財産の公有の中に、人類である奴隷及び婦人を含めたのは、奴隷及び婦人がともに人格を持たず、所有物であったというのと同じく、殉死として²³金、銀、宝玉、石といった所有物とともに、近臣、妻妾を土の中に埋めたことは、それらが所有物であったからである。そして最も極度な忠の履行である殉死は、日夜泣く声が絶えなかったというように、垂仁天皇朝²⁴に至るまでの原始時代においては、奴隷制度は日本においても原始的道徳の当然の結果として完全に他律的だったのだ。

この人類を所有物と見る奴隷制度は、日本においてもはるかに後世まで続いた。そしてこの経済状態とそれに伴う社会組織がある間は、所有物の処分である殉死だけを社会の外に駆逐できたのではなかった。あの垂仁天皇が殉死に代えて土偶25を採用したのは、大いに社会が進化し、また進化した社会の儒教の影響によって社会意識が鋭敏になったためである。しかし、なお純粋な奴隷制度は賤民という名で存在し、その売買が官署の届出によってなされた。奴隷の産んだ子はあたかも牛の子が農夫の所有に属するように、産みの親が子を売る時には窃盗罪で処罰されたほど程であるから、大化革命後において三族の処刑という重罰26で殉死の禁の徹底に努めたことを見ても、いかに広く行われていたかを推察できよう。

このように、人類を所有物とする奴隷制度は中世もなお続き、倭寇時代には奴隷商人、奴隷商船と称されるものがあって奴隷売買が行われた。ローマにおけるように、奴隷が病気になると、いつも奴隷を愛用していたにもかかわらず、小屋の隅あるいは道端に放置し、あるいは頻捨山の物語にあるように、年をとって役立たなくなった奴隷を山林に捨てた。まさに、忠という道徳は人類の人格を剥奪し、人を所有物として所有者の処分に服従させる奴隷的道徳である。したがって、殉死というような所有物の処分が、奴隷制度を継続させる間に忠という名において種々の形式の下で存続していたことは当然である。それが自

²³ 原文では、「殉死の時に」となっているが、文脈にうまく合わないため、意味を若干変えて訳した。

 $^{^{24}}$ 原文では「頂」となっていて、〔朝カ〕と注記されている。確かにそのように解さないと、意味が通じない。「朝」と訂正すべきであろう。

なお、原文では、「崇神天皇」となっているが、『日本書紀』では、巻六垂仁天皇紀に生きた人間を埋める慣行を改めたと記述されているので、垂仁天皇が正しい。

²⁵ 埴輪のことである。なお、この箇所も「崇神天皇」となっているが、前注を見よ。

²⁶ 原文では「三族の誅滅を以て」となっている。「三族」とは、父母、兄弟、妻子のこと。「誅滅」は討ち滅ぼすことを

律的な道徳の時代に入ると、奴隷も少しずつ人格を持つようになって、家の子、郎等27が、主君が戦死した時には、その死体の側で殉死した。徳川時代の武士が、幕府が厳罰によって諸侯に戒め、慎ませた28にもかかわらず、大名の死とともに冥途に御供するとして必ず二、三の殉死者が絶えなかったことなどは、この例である。あの「貞女は二人の夫に仕えない。 忠臣は二人の君主に仕えない。」29という言葉は、婦人及び臣下が夫と君主の所有物であることを自律的道徳において承認するように教えるもので、殉死が少々軽減されたものと考えられる。

まさに、日本の中世史における武士道は、それを自律的道徳にまで進めた点では非常に 美しいものである。しかし、その人格を持つはずの人類を君主の所有物、つまり君主の所 有権の下で物格として贈与され、殺戮されることを承認した奴隷的道徳の継承を意味した。 これは敢えて日本だけに限らず、社会が進化し、道徳が発達する過程として、どんな民族 も必ず一度は経由しなければならない進化の一段階である。ヨーロッパの中世史において も日本と同じ貴族国であったから、日本と同じく忠を眼目とした騎士気質を産んだことな どは、この例である。

しかしながら、ここで注意しなければならないのは、社会が次第に進化していくことである。中世の貴族国の家長君主らは、自身の目的と利益のために土地及び人民を所有権の客体として存在させていたが、古代の家長制度よりも次第に進化しており、所有物であった人民も、古代の家長の下で存在していた奴隷よりもある程度まで人格を認識されたのであった。つまり、人類それ自体が直接貴族の所有権の下で所有物として取り扱われなくなり、人類を養う土地が貴族の所有物であるため、土地に対する経済的従属関係から土地に養われる人類そのものを土地の所有者である貴族の従属物と考えるようになったのである。言わば間接的な関係である。あの一般人民が農奴として土地とともに、あたかも貴族の財産であるかのように、相続、贈与あるいは殺戮されたことなどは、このためである。特に、武士が仕える貴族の意志によって他に贈与されても、自己の意志で拒絶することができず、貴族が自由に処刑しようとも、自己が独立して自己防衛を果たすことができなかったことは、まさしく完全にこの土地に対する経済的従属関係から生じた奴隷的服従によるのである。

そして今日の科学的倫理学が、道徳の進化を本能的道徳時代、模倣的道徳時代、批評的 道徳時代と分けているように、道徳進化の過程としてどんな民族においても中世の頃まで は現存する道徳を批評して、その上に超越した道徳的理想を掲げることができなかった模 倣的道徳時代であった。そのため、既に社会が進化して自律的な道徳的形式を持つ時代に 入ったにもかかわらず、その内容は古代から社会に現存する奴隷的服従という道徳的な教

²⁷ 「家の子」とは、本家と主従関係にある武士の一族で、血縁関係のある者。「郎等」とは、主人と血縁関係のない従来

²⁸ 殉死を初めて禁止したのは、四代将軍家綱の時代である。一六六三年、代替わりに伴い、新たに発布された武家諸法度では、「殉死ハ古より不義無益の事なりといましめ置といへとも、仰せ出されこれ無き故、近年、追腹之者余多これ有り、向後左様之存念これあるべき者には、常々其主人より殉死仕らざる要に堅くこれを申し含むべし。」とある。

^{29 『}史記』の「田単伝」にある言葉。

えを模倣して受け入れるしかなかった。この点からしても、中世史の武士道が各自の君主に対する奴隷的服従を最高善とするようになったのである。——まさに、この貴族階級が土地を占有していたために生じる経済的従属関係と、模倣的道徳時代という中世史の水準であったことという二つの理由から、荘厳で華麗な自律的形式を持った武士道は、道徳的形式としては非常に高貴なものであったにもかかわらず、道徳的判断の内容は奴隷的服従によって満たされていたのである。そしてヨーロッパの中世史における騎士気質も、中世史のものであること、階級国家のものであることにおいて同様である。

12-6 忠孝は経済的基礎に左右される

我々が、政治史と倫理史は経済状態を時代に応じて考察することによって理解できると言ったのは、このことである。経済的基礎において独立する者は、政治上も道徳上も独立した権利を持っており、経済的基礎において従属する者は、政治上も道徳上も服従する義務を負う。だから、天皇が強大な力で全ての土地(しかしながら、事実上は近畿に限られ、後に至ってはそれも様々な大一族によって分割される)を所有した古代においては、全ての人民は天皇の下で政治上、道徳上の服従者であった。

しかし、源平の合戦以後の貴族国時代に入ると、同じく強大な力による土地の略奪によって経済上の独立を得た貴族階級は、天皇に対して政治的、道徳的自由・独立を得た立場に基づき、被治者としての政治的義務と奴隷的服従の道徳的義務を拒絶した。そしてそれらの乱臣賊子の下にいた家の子、郎等の武士あるいは農奴は、それらの貴族階級に対する経済的従属関係から、貴族を主君として奉じる政治的義務とその下で奴隷的に服従する道徳的義務を持って従属したのである。

したがって、その従属する貴族が政治的、道徳的な自由・独立をいわゆる乱臣賊子の形で主張する場合には、貴族の下で生活する中世の日本民族は、その経済的従属関係から忠の履行者となった。そしてそれによって乱臣賊子の加担者となり、皇室を攻撃、迫害したのである。あの武士道の幼児期とでも名付けるべき時代の頼朝の教えに、「主従は互いに恩義を重んじること」とあるのは、この経済的従属関係を説明するにあたって、主君は経済的恩恵から土地や禄米を与えるものとし、土や禄米を受ける臣下に対して恩恵に対する従属的義務を要求したものだと見ることができる。それ以後の発達した武士道が、「報酬に対して我が命を主君に捧げるものだ。我が命は我が物ではないと思え。」ということを戒めの理論としたのは、主君の経済的恩恵によって臣下の一身、一家が維持されているからである。主君の恩恵によってつながれた身命は、主君の利益のために報いるものとして捨てるべき身命であるという、経済的従属関係から生じた政治的、道徳的服従の承認を意味するのだ。そして武士道が、この忠を良心の至上命令とする尊い自律的形式において行う中世貴族国の千年間を、完全に皇室に対する乱臣賊子という形で一貫したものにしたことは言うまでもない。

つまり、武士道の良心によって皇室の迫害を行ったのである。――まさに我々が、「日本

民族は忠孝主義によって忠孝を最高善としたため、皇室を攻撃した」とか、「忠孝主義の民族であったという前提は、全ての民族の古代及び中世を通じて真理である。けれど、そのために二千五百年間皇室を奉じてきたと日本の歴史に結論をつけることは皆明らかに虚偽である」とか言ったのは、ここに理由があるのだ。

今日の国体論者は、武士道とともに起こった武門に怒り、武門が起こったために皇室が衰えたと悲しみ嘆く。けれど、万世一系という金槌で頭がい骨を打たれ、武士道とともに天皇陛下万歳と叫んでいる。未開人の村落である証であることよ(あの文科大学長で文学博士の井上哲次郎氏30などは、この未開人の酋長であると言える。彼の全ての著書を見よ)。

12-7 皇室の忠臣・義士は本当に存在したか

血統主義と忠孝主義に対する以上の説明は、いわゆる皇室の忠臣、義士というわずかな 例外についてさらに一歩を進めて考察させることになる。

まず、忠臣、義士と称されるものを国体論者に倣って歴史の初めから数えると、四道将軍³¹がいれば武内宿禰がいると指折りされるが、このようなものは原始時代のことであって我々が論外とする所である。女帝の寵愛によって引き起こされた道鏡の行動を、大逆無道であると憤る者にとっては、和気清麻呂³²は大忠臣にして讃美されるだろう。しかしながら、このようなものもまた我々の論外とする所であり、絵草紙の題目となるものにすぎない。我々は敢えて不忠であるとは言わないが、あの背後に大一族が潜み、その行動を大胆にしていたことを注意すればよい。その大一族とは藤原氏のことである。その一族が衰えるまで、一つも指を折ることができる忠臣という者はいない。

吹き出したくなるほど劣った知能の持ち主は、在原業平の歌によって彼をその一人に数え上げるが、彼は皇后であるはずの者と通じた程の平等主義者であり、スミレ詩人の崇拝となる者である。平氏は藤原氏を圧倒したものの、忠臣とは言えないだろうし、義仲は平氏を追討したが、やはり義士ではない。ある者は、義仲のような野武士に対し、後白河法皇を保護した鼓判官と二万人の軍勢33は忠臣である資格を失わないと言うだろうか。けれど、その二万人は洛陽の内外に出没した半士半盗の浮浪者と悪僧だけであったことをどうするのだろうか。義仲を破って主権の作用を委任された34という頼朝は、有賀長雄氏にとっては理想的勤皇家であるが、その未亡人の一言に感激して攻め上ってきた十九万の乱臣賊子に対し、三帝を守った一万七千五百人と僧兵が忠臣、義士でないことは確実である。なぜな

32 奈良時代の貴族。前述した宇佐八幡宮の神託の真偽を確かめるため、勅使として派遣された。和気清麻呂は帰朝後、そのような神託は下っていないと朝廷で述べ、道鏡の怒りを買い、流罪に処された。道鏡が失脚してから中央に復帰した。

16

 $^{^{30}}$ 明治から昭和前期にかけて思想界を主導した哲学者。ケーベルを日本に招き、欧米の思想の導入を進めたが、後年は国家主義に傾いた。

³¹ 崇神天皇の時、四方の征討に派遣されたという将軍のこと。

^{33 「}鼓判官」とは、平知康(貴族出身の北面の武士)のこと。後白河法皇の使節として、義仲との交渉にあたった。 『平家物語』巻八「鼓判官」の段に、「院御所法住寺殿にも、軍兵二万余人参りこもりたるよし聞えけり。」(前掲『平 家物語(下)』一○四頁)とある。

³⁴ 原文では「用か委任されし」となっている。「用を委任されし」の間違いではないかと思う。

らば、僧兵はしばしば天皇を地獄に落とすと威嚇し、ただ利害だけによって付き従っていたにすぎないし、重忠35などは内裏の門を叩き、「大臆病な君主に仲間に引き入れられた36のは、口惜しい限りだ。」と罵った不敬な男だからである。だから、北条氏が打倒されるまで忠臣は一人もいないのだ。

ただ、新田氏と楠氏には忠臣がいた。もちろん、新田氏の最初の態度が経済的独立による自由な行動であったことは当然であり、また記録が証する所である。しかしながら、我々は敢えて彼の無骨で飾り気のない³7性格から推理し、最後まで自己の権力を中心として行動したとは信じない。また、南北朝の対抗を新田対足利の戦争であるとの見解に完全に賛同を表することもできない。南北朝というものは、山名、細川の旗印の下で天下を二分して応仁の乱が戦われたような形を南朝、北朝と言うのである。あるいは新田、足利という符号に仮託された、来るべき群雄割拠の混戦の序幕であるにすぎない。中世史の貴族国時代は、ある者は連合により、ある者は抑圧によって統一の形をとることがあっても、各貴族がことごとく統治者だったからである。つまり我々は、義貞が最初貴族として自由かつ独立した行動をとるとともに、素朴な彼の性格として模倣的道徳時代の血統主義と忠孝主義を疑問なく受け継ぎ、最も尊い血統を持つ天皇を発見することにより、当時の最高善とされる忠の履行者となった者であることは十分に想像できるのである。そうでなければ、後醍醐天皇が彼を売って尊氏と和睦するような不徳な処置38に対し、ただ涙を流して去ったことや、流れ矢にあたって死ぬ時に勅書を錦で作った袋に収め、それを首に掛けていたことなどは理解できないからである。

しかしながら誤解してはいけない。それは義貞その人だけのことであって、彼の臣下である家の子、郎等は経済的従属関係から義貞その人のために忠を尽くしたのである。皇室が義貞の敵であるか味方であるかは無関係なことであったのだ。正成と正行は最も卓越した例外である。だから、我々は国体論者のように、彼が初めに高時に反抗して立った北条氏打倒の先鋒とも言うべき摂津の住人渡辺孫右衛門尉、紀伊の安田荘司、大和の越路四郎39

三四九一三五〇頁)。

³⁵ 山田二郎重忠のこと(記録によっては、重貞などと表記されている)。後鳥羽上皇に仕え、承久の乱の時に武功を挙げた。『承久記』下によると、幕府軍との戦いで奮戦したものの、敗退し、最後の決戦のために、御所に駆けつけた。三浦胤義が、「君ハ、早、軍ニ負サセオハシマシヌ。門ヲ開カセマシマセ。……」と呼びかけたが、院宣は、「男共御所ニ籠ラバ、鎌倉ノ武者共打囲ミテ我ヲ攻ン事ノロ惜シケレバ、只今ハトク何クへモ引退ケ」と答えるのみであった。これに対して、重忠は、胤義は気の毒だと述べたとある(「承久記」『保元物語・平治物語・承久記』〔岩波書店・一九九二〕

³⁶ 原文では「語はれたる」となっており、[ママ]となっている。『承久記』の本文には、重忠の罵倒は出てこないが、「古活字本では、山田二郎が『大臆病ノ君ニ語ラハサレテ憂死ニ死センズルハ』と高声にののしったと語る。」(前掲書三五〇頁注一)とある。「語らふ」には、説得して仲間に引き入れるという意味があり、その意味にとった。

なお、北の引用は、おそらく古活字本に基づくテクストによるものであろうが、表現が若干異なっている。

³⁷ 原文では「朴訥仁」となっている。このような語はないので、「朴訥」と「朴念仁」が混同されたものと考えられる。 それほど違いはないので、「朴訥」の意味にとった。

³⁸ 湊川で楠木正成が敗れてから、朝廷側は尊氏の軍勢を支えきれなくなった。そのため、後醍醐天皇は比叡山に退避していた。新田義貞は体勢を立て直すから和睦をしないように要請していたが、後醍醐天皇はそれを聞かず和睦してしまった。本文中の指摘はこれを指す。ちなみに、新田は藤島で斯波高経の軍と戦っている最中に流れ矢にあたって死んだ。

³⁹ 渡辺、安田、越路等は近畿地方に勢力を持っていた豪族で、鎌倉末期に反乱を起こした(『読史余論』では、越路は「越智」と表記され、「をち」とルビが振られている。「越路」では「をち」とは読めないので、「越智」が正しいのであろう)。『高野春秋編年輯禄』と林羅山の『鎌倉将軍家譜』には、楠木正成が幕命を奉じてこれらの豪族を討伐したとの記録がある。

らを逆賊高時の命を奉じて征服したとしても、そのために正成に野心があった40と考えるべきだとは思わない。また、三度の召喚によらずに応じたことを孔明の三顧の礼41になぞらえ、正成を特別に賞賛すべきだとも考えない。ましてその舞い散る花のような死を権助のふんどし42になぞらえる暴挙ができようか。彼が湊川で死んだ当時においては模倣的道徳時代の当然の結果として、血統主義と忠孝主義によって皇室の血統を崇拝し、最高善である忠のために死んだことは、また十分に想像できることである43。これは、彼ら貴族階級の経済的独立として解釈できないようなものであるが、模倣的道徳時代においては卓越した哲学的頭脳の持ち主か、そうでなければ高師直のような旧道徳の外に立って好き放題に振る舞う者でなければ、在来の道徳を疑問もなく履行していたからである。

しかしながら、このようにして正成だけは天皇の忠臣、義士であると言えても、他の三百人は正成に従属する者として、正成そのもののために忠を尽くしたのであって、決して天皇のために死んだのでないことは言うまでもない。正行に至っては、まさに花のような物語である。雅やかで、沈着かつ勇気に満ちた性格から見ても、また幼い時の厳格な家庭の道徳的な教えから察しても、政治的野心や経済的勢力のために戦ったのではなく、最も献身的な戦いをしたと言えるのだ。しかしながら、彼とともに如意輪寺44のお堂に名を連ねた一族郎等は、彼の態度に逆らってまで天皇のために死のうとする者ではなかった。特に一族以外で最後まで血みどろになって戦った者は、彼がかつて阿倍野の合戦45において、十一月二十六日の厳寒の頃に渡辺の橋46から落ちて溺れた五百人の敵軍を救い、馬具足までを与えたほどの将軍の器に感激し、彼の従者になった者である47。——湊川や四条「畷」の忠魂48という者でさえこのようである。我々はまさにこれら二、三の——真に二、三の例外中の例外を除き、今の四千五百万人の祖先にあたる者のうち、何という名の者が真に皇室に忠実で

40 原文では、「鼎を軽重すべき者…」となっている。ちなみに、「鼎の軽重を問う」というのは、「統治者を軽んじ、代わって支配者になろうとすること」という意味である。要するに、「最初は高時に従っておきながら、倒幕の勢力が盛り上がると、倒幕派に傾いたということは、支配者に成り代わろうとする野心の現れと評価することもできるが、正成の

場合はそうではない」ということ。

⁴¹ 孔明とは、三国時代の蜀で宰相として劉備、劉禅に仕えた諸葛亮のこと。『三国志』によれば、劉備が諸葛亮を訪ねた時、最初の二回は留守にしており、三回目にようやく二人は会い、劉備の招きに応じたとされている。ちなみに、「三顧の礼」という言葉は、劉禅に献上した『出師表』に孔明自身が書いたことに由来する。

^{42 「}権助」というのは、下男一般のこと。江戸時代には、下男に「権助」という名前が多かったことから、下男一般を「権助」と呼ぶことがある。なお、福沢諭吉は、『学問のすすめ』第七編の中で、次のように論じる。「権助が主人の使ひに行き、一両の金を落として途方に暮れ、旦那へ申し訳なしとて思案を定め、並木の枝にふんどしを掛けて首を縊るの例は世に珍しからず。……かの忠臣義士が一万の敵を殺して討ち死にするも、この権助が一両の金を失うて首を縊るも、その死をもって文明を益することなきに至りては、まさしく同様のわけにて、……これらの挙動をもって『マルチルドム』と言うべからず」(福沢諭吉[伊藤正雄校注]『学問のすゝめ』[講談社学術文庫・二〇〇六]一一四一一五頁)。福沢は、楠木正成を直接は出していないが、前半部分で「多くは両主政権を争ふ師に関係する者」(前掲書一一三頁。)と述べており、楠木正成を暗示している。『学問のすゝめ』の出版当時、これが「楠公権助論」として受け止められ、強い反発を引き起こした。北は、この福沢の揶揄を意識したのであろう。

 $^{^{43}}$ 原文では、文頭に「只」とついている。しかし文章が逆の内容を示していないので、「ただ」と続けると逆に意味がわからなくなってしまう。よって、「只」を削除した。

⁴⁴ 如意輪寺は奈良の吉野にある浄土宗の寺。後醍醐天皇の勅願によって建立された寺である。

⁴⁵ 阿倍野の合戦において、楠木正行は北朝軍を打ち破った。

⁴⁶ 渡辺は摂津の淀川河口あたりの地名。南北朝時代にはしばしば戦場になった。

^{47 『}太平記』巻第二十五「山名時氏住吉合戦の事」にある。

⁴⁸ 湊川は楠木正成の戦死した地、四条畷は楠木正行の戦死した地である。

あったかを聞きたいと思う。

まさに、このようである。皇室の側に立って防いだ者も、皇室に進んで攻撃を加えた者も、皇室の忠臣、義士になるためだとか、乱臣賊子になるためだとかいう理由でそうしたことをしたのではない。皆まさしく各自の主君に対してよく忠を尽くしたという、近くでの忠の発現49によるのである。この点を最も明瞭に表白した者は、幕末において国体論が次第に唱道された時の貴族階級の一人である水戸斉昭の言葉である。彼は言う——「人々が天照大神に御恩を報いようと誤って心得て、目の前の主君、父親を差し置き、直ちに朝廷や天皇に忠を尽くそうと思うならば、逆に僣乱の罪50を逃れることはできないだろう。」51と。

貴族階級としてこの要求をするのは当然である。そして維新革命に至るまでの古代、中世を通じての階級国家の君主などは、まさしくこの目の前の主君、父親ということで一貫していたのである。この「目の前の主君、父親」を抜きにして真の忠孝はない。孝という道徳は血縁の関係、あるいはそれに匹敵するほどの特殊な関係のない者との間では生じない。それと同じく、忠という道徳も自己が他の所有権の下で所有物であるか、あるいは経済的従属関係がなければ生じるものではないのだ。

だから例えば、あの忠臣、義士のうちで最も賞賛に値する理想的実例である赤穂浪士を見ても、彼らが忠臣、義士であったのは、斉昭のいわゆる目の前の主君、父親である貴族に対する経済的従属関係があったためである。幕府の兵を迎え入れ、城を枕にして討ち死にしようということは、一度赤穂城の中で大きな意見になったが、目の前の主君、父親を差し置いて幕府の義士となり、天皇の忠臣となることは、斉昭の言うように、彼らにとっては逆に僣乱の罪となるであろう。だから、目の前の主君、父親である正成のために殉死した湊川の三百人も、同じく目の前の主君、父親である高時に従って殉死したその場の八百人とその後の数千人も、目の前の主君、父親である貴族階級に対して経済的従属関係があったためである。目の前の主君、父親を差し置いて幕府の忠臣となり、天皇の義士となるような僣乱は、彼ら忠誠を誓った殉死者にとっては思いもよらないことである。——この目の前の主君、父親に対する忠孝ということは、全ての民族に通じる階級国家時代の鍵である。

皇室一家が移住した時代においては、限られた家族団体と限られた地方で天皇及び天照大神は目の前の主君、父親として忠孝の本体であった。それなのに、社会が進化し、人口が増加して皇室と同じ血統の分家が様々な大一族となって朝廷に枝を張り、種々の豪族となって地方に根を広げるようになると、無数の目の前にいた主君、父親は貴族階級を組織した。そして天皇と同じ血統であるということを自覚して天皇に対する平等観を作り、それによって忠孝の従属者を率いて乱臣賊子となって働くようになった。この目の前の主君、

-

⁴⁹ 原文では「傍発」となっているが、意訳した。

^{50 「}身分を超えて秩序を乱す罪」というような意味である。

⁵¹ 天保四年、徳川斉昭が最初に水戸に帰国した時、家臣団に改革の眼目を示した「水戸家家中への教諭」の冒頭にある 言葉(なお、斉昭は天照大神(天祖)に「東照宮(徳川家康)」も付けている)。

父親の多くは、土地の略奪による経済的独立から自己の絶対的自由を目的として自己の態度を決めた。あるいは模倣的道徳時代の血統主義と忠孝主義のため、源平に属し、北条に属し、足利氏に属し、皇室に属し、さらには何者にも属さずに独立し、独立した群雄の下に属し、豊臣や徳川の下に属し、それらが属する者の下にまたさらに属し、そうして中世貴族国時代の階級国家を組織したのである。だから、その貴族階級を奉じていた一般人民にとっては、各々目の前の主君、父親である貴族の態度に従って衛星のように回る他なかった。したがって、わずかな土地と勢力の弱い公卿以外に持っていない皇室に対して、一貫した乱臣賊子となったのである。

だから、我々は断言する。皇室を目の前の主君、父親として忠臣、義士となっていた者は、それと経済的従属関係にあった公卿だけであって(つまり、今日の公卿、華族の祖先だけであって)、日本民族の全ては貴族階級の下に隷属し、皇室の乱臣賊子となっていたのだと。そして貴族の萌芽は歴史が書かれるようになった時代の初めから存在したから、日本民族はその歴史のほとんど全てにおいて皇室の乱臣賊子であったのだと。――これは、ローマ法王の天動説に対する地動説と言えるものである。我々にさらなる断言を繰り返させよ――日本民族は血統主義によって家系を尊崇していたために皇室を迫害し、忠孝主義によって忠孝を最高善としていたために皇室を攻撃したのである。血統主義の民族であったという前提は、全ての民族の古代及び中世を通じて真理である。けれど、そのために万世一系の皇室を助けていたと日本の歴史に結論をつけるのは全くの誤りである。忠孝主義の民族であったという前提は、全ての民族の古代及び中世を通じて真理である。けれど、そのために二千五百年間皇室を奉じていたと日本の歴史に結論をつけるのは皆明らかに虚偽である。我々はまさしく速やかにローマ法王の天動説より目覚めなければならない。

とにかく、我々が日本国民の頭がい骨を横から打ち、知能を劣ったものにしている金槌と評した問題が残っている——日本民族の全てが皇室に対する乱臣賊子であると言うならば、どうして皇統が万世一系であることができるのかという問題である。